徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第233号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「1.○○○土地改良区からR2年度に関する指導要領に対する回答書類全部 2.市から県に(多面的事業報告)書送付された関係書類全部 3.同改良区のR3年度報告された(総代会)の報告書全部 法人検査課、農林水産部○○、農山漁村振興課」の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月6日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち「1.○○○土地改良区からR2年度に関する指導要領に対する回答書類全部(以下「公文書①」という。)3.同改良区のR3年度報告された(総代会)の報告書全部(以下「公文書②」という。)」については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、「2.市から県に(多面的事業報告)書送付された関係書類全部」については農山漁村振興課が保有する公文書を特定し、公文書部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年5月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年6月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会(現徳島県情報公開・個人情報保護審査会)に対して、本件審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類 多面的事業報告 (実施した事業) の確認した資料及び県が指摘

した検査項目で検査した資料であり、又改良法違反として、県は〇〇支線に対して指摘したものがある中で、関係機関及び監督機関として保持して協議した書類であり出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書①を、法人検査課が実施した〇〇土地改良区の定期検査に対する回答書であると推測したが、令和3年5月6日までに、法人検査課から定期検査に対する回答書の受理についての通知がなかったため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

公文書②については、令和3年3月10日に開催された、○○○土地改良区の総代会に関する県に報告された書類であると推測したが、土地改良区から総代会の決議内容の報告を受ける業務を行っていないため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、 おおむね次のとおりである。

「県は土地改良区から総代会の決議内容の報告を受ける業務を行っていない」と弁明しているが、監督官庁として、毎年、報告を受ける業務をしている。少なくとも昨年度まで、公開していた。何時から業務を放棄する要項が出来たのか示してほしい。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 6月25日	諮問
令和7年 7月28日 第2部会(第25回)	審議
同 年 9月 2日 第2部会(第26回)	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

本件請求に係る公文書のうち、「1.○○○土地改良区からR2年度に関する指導要領に対する回答書類全部」(公文書①)及び「3.同改良区のR3年度報告された(総

代会)の報告書全部」(公文書②) について、実施機関は保有していないとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、公文書①及び公文書②の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

(1) 土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査することができることとされている(土地改良法(昭和24年法律第195号)第132条第1項)。

徳島県では、徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施することとし、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施することとしている。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領第10条の規定に基づき、是 正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受けた土地改良区に交付され、当 該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検 査回答書が実施機関に提出される。

検査書及び検査回答書は、土地改良法に基づく定期検査を実施する部局(以下「検査部局」という。)から土地改良区に対する指導業務を所管する部局(以下「指導部局」という。)に送付され、指導部局は、これらの資料を指導業務の参考資料として使用している。

(2) 公文書①について

実施機関の弁明によると、公文書①は、法人検査課が実施した〇〇〇土地改良区の定期検査に対する回答書であると特定したが、法人検査課から定期検査に対する回答書の受理についての通知がなかったため、文書は不存在とのことである。

法人検査課に確認したところ、検査書は令和3年4月2日付けで発出され、これに対する土地改良区からの回答期限は同年6月4日であり、同日に回答書が提出されたとのことである。

そうだとすれば、令和3年4月22日の本件請求の時点では、回答書は県に提出 されていないことが認められる。

(3)公文書②について

実施機関の弁明によると、公文書②は、令和3年3月10日に開催された、〇〇 〇土地改良区の総代会に関する県に報告された書類であると特定したが、農山漁村 振興課では土地改良区から総代会の決議内容の報告を受ける業務を行っていない ため、文書は不存在とのことである。

土地改良法施行細則(昭和58年徳島県規則第14号)第6条に、土地改良区は、総会又は総代会(以下「総会等」という。)が終了したときは、遅滞なく、その総

会等においてなされた決議の内容を知事に報告しなければならないと規定されている。

徳島県事務委任規則(昭和42年徳島県規則第16号)によると、当該報告の受理は知事から徳島県東部農林水産局長と総合県民局の長に委任されていることから、〇〇〇土地改良区の総会等の報告は〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉において受理されるものである。

以上により、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の 結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開·個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏	名	職業等	備考
綾野	隆文	弁護士	
小田切	康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷	風雲	弁護士	
桝本	久実	税理士	